
規 則

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月8日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第11号

**高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例
施行規則の一部を改正する規則**

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則（平成13年高知県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第22条第3項の表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「第10条の11の9第1項」を「第10条の11第1項」に改める。

別表第2の6の項中「第10条の11の9第1項」を「第10条の11第1項」に改める。

別表第3窒素に係る指標の項及び燐^{りん}に係る指標の項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第8号様式中「第10条の11の9第1項」を「第10条の11第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第22条第3項の表の改正規定（「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分に限る。）及び別表第3の改正規定は、同年7月1日から施行する。

規 則

◎ 高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則の一部を改正する規則